

2 市町長から知事への安否情報の報告

(法第94条第1項、施行令第25条)

(1) 報告の方法及び手段

市町長は、上記1により収集した安否情報を、知事〈総括対策班〉に対し、適時に報告しなければならないものとする。

この場合の報告は、安否情報省令に規定する様式第3号の安否情報報告書の必要事項を、原則として総務省（消防庁）が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）により報告するものとする。

ただし、安否情報システムが利用できない場合には、必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで送付するものとし、電子メールの送信によることができない場合や事態が急迫し、職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、FAX、口頭、電話その他の方法により報告を行うものとする。

⇒「安否情報省令」は資料編を参照

(2) 報告の時期

安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたび逐次報告を行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導等の実施状況を勘案し、市町長の判断により知事に報告するほか、知事から報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告するものとする。

第2 県が行う安否情報の収集等

1 県が行う安否情報の収集

(法第94条第2項及び第3項)

知事〈総括対策班〉は、上記第1の2により、市町長から報告を受けた安否情報を整理するとともに、救援を行う場合等において、必要に応じて自ら安否情報を収集するよう努める。

この場合において、知事〈総括対策班〉は、県警察への安否情報の照会を行い、また輸送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

2 県警察の通知

(法第94条第3項、施行令第25条)

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部〈総括対策班〉に通知する。

3 市町長への報告時期の指定

(法第94条第1項)

知事〈総括対策班〉は、消防庁からの助言等に基づき、又は独自の判断で、市町長に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定するものとする。

この場合、知事〈総括対策班〉は市町長に対し、死亡した者及び重傷者等についての情報を必要に応じ優先的に報告するよう求める。

4 安否情報の整理 (法第94条第2項)

県〈総括対策班〉は、市町から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

5 知事から総務大臣への安否情報の報告 (法第94条第2項)

(1) 報告の方法及び手段

知事〈総括対策班〉は、総務大臣（消防庁）に対し、遅滞なく、安否情報を報告する。

この場合の報告は、市町長から知事に対する安否情報の報告に準じて行う。

(2) 報告の時期

安否情報の報告時期については、適宜消防庁の対策本部から知事に連絡されることとされているので、留意する。

第3 安否情報の照会に対する回答

1 安否情報の照会の受付 (法第95条、施行令第26条)

(1) 県〈総括対策班、広報対策班、被災者支援等対策班〉及び市町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、窓口設置後、直ちに住民に周知する。

(2) 住民からの安否情報の照会については、原則として上記の対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

※ 様式第4号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である。（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）

⇒「安否情報省令」は資料編を参照

2 安否情報の回答 (法第95条、施行令第26条)

- (1) 県〈総括対策班、広報対策班、被災者支援等対策班〉及び市町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の本人確認等を身分証明書により行ったうえで、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- (2) 県〈総括対策班、広報対策班、被災者支援等対策班〉及び市町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- (3) 県〈総括対策班、広報対策班、被災者支援等対策班〉及び市町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

3 個人の情報の保護への配慮 (法第95条第2項)

- (1) 知事〈総括対策班、広報対策班、被災者支援等対策班〉は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- (2) 知事〈総括対策班、広報対策班、被災者支援等対策班〉は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等の情報については、個人情報の保護の観点から特に留意する。

第4 日本赤十字社に対する協力

(法第96条)

知事〈総括対策班〉は、日本赤十字社佐賀県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、上記第3の2及び3と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

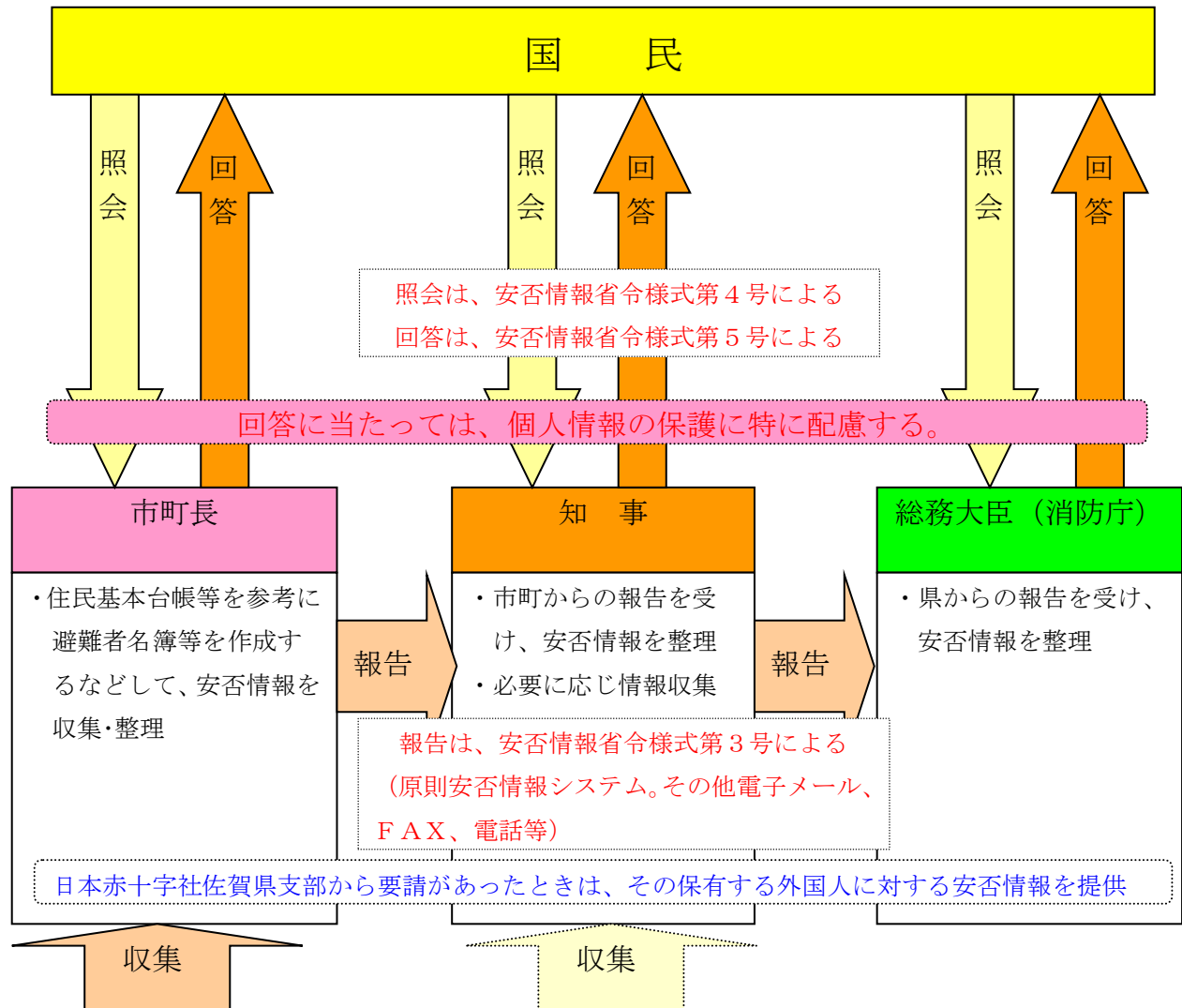
第5 その他の留意事項

上記に掲げるもののほか、安否情報の収集・提供に関する留意事項については、「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等

について（平成17年4月1日付け消防国第22号。消防庁国民保護室長通知）」※の留意事項に留意しながら、実施するものとする。

⇒※消防庁国民保護室長通知は資料編参考

【図 3—9 安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



【情報収集先】

避難施設
避難住民

消防機関

輸送機関・医療機関
・諸学校・大規模事業所 等

県警察

その他関係機関

《避難住民に関する情報（負傷した住民も同様）》

ア 氏名（ふりがな） イ 出生の年月日 ウ 男女の別 エ 住所（郵便番号を含む） オ 国籍
カ 上記アからオに掲げるもののほか、個人を識別するための情報（アからオのいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

キ 負傷（疾病）の該当 ク 負傷又は疾病の状況 ケ 現在の居所 コ 連絡先その他必要情報

サ 親族・同居者への回答の希望（ア～コ） シ 知人への回答の希望（ア、カ、キ）

ス 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意（ア～コ）

《死亡した住民に関する情報》

上記アからカの情報に加えて セ 死亡の日時、場所及び状況 ソ 遺体が安置されている場所

タ 連絡先その他必要情報 チ 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

第7章 武力攻撃災害への対処

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保等武力攻撃災害への対処に必要な事項について、次のとおり定める。

第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処（法第97条第2項及び第3項）

知事〈各対策班〉は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国の対策本部長への措置要請（法第97条第4項）

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合やNBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保（法第22条等）

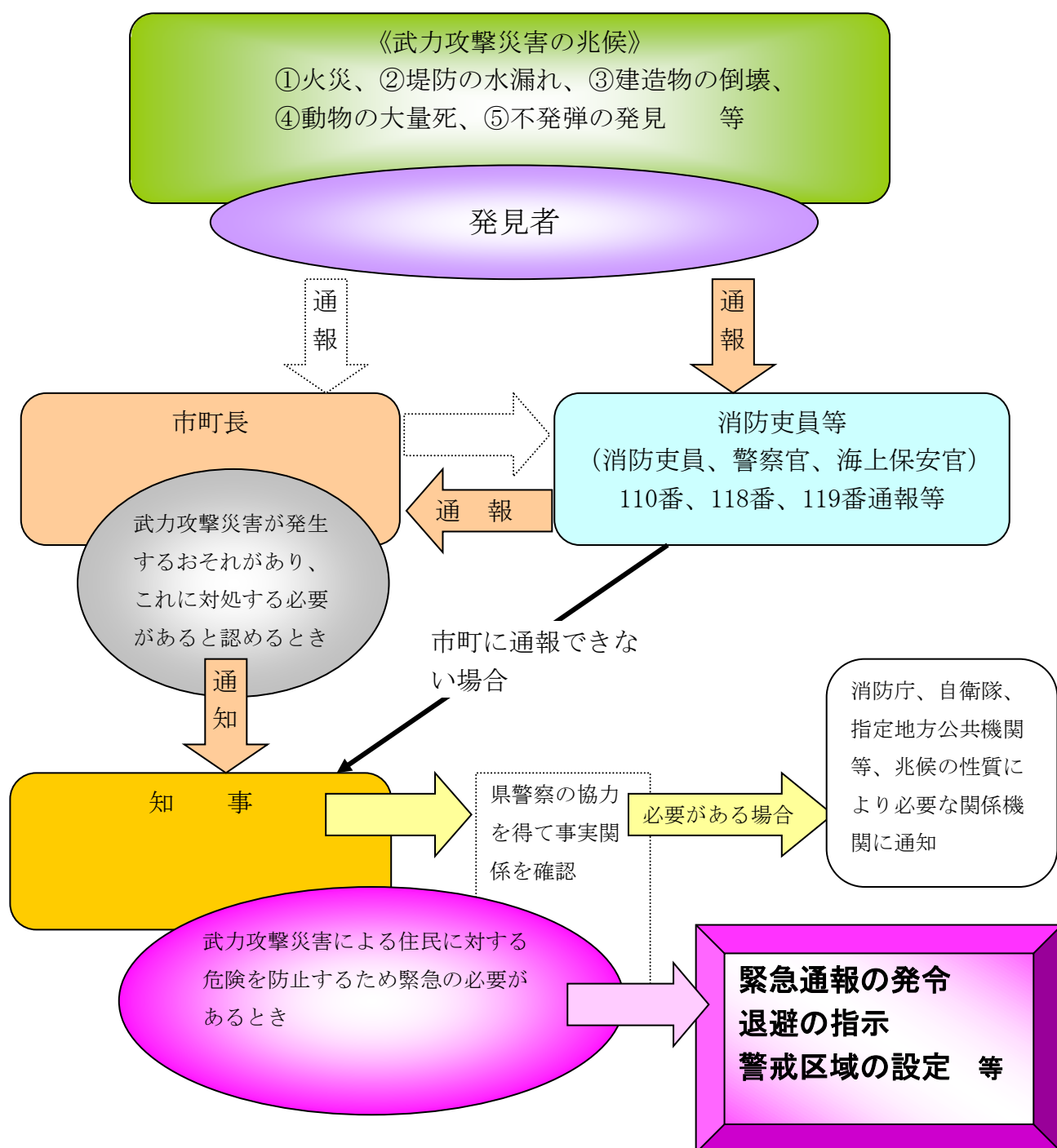
県〈各対策班〉は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報（法第98条）

知事〈総括対策班〉は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

この場合において、武力攻撃災害による住民に対する危険を防止するため、緊急の必要があるときは、知事〈総括対策班〉は、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等必要な措置を行う。

【図 3-10 武力攻撃災害の兆候の通報の流れ】



第2 生活関連等施設の安全確保

知事〈施設の関係対策班〉は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

1 生活関連等施設の状況の把握（法第102条）

県〈総括対策班、情報通信対策班〉は、県対策本部を設置した場合においては、生活関連等施設の管理者及び市町、所管省庁、県警察、消防機関との連絡体制を確保する。

知事〈総括対策班〉は、武力攻撃事態等において、県内の生活関連等施設の安全に関連する情報及び各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部長等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、「安全確保の留意点」※に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

※【参考情報】

「安全確保の留意点」については、生活関連等施設の所管省庁が、施設の種類ごとに専門的知見に基づき、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めており、消防庁から県に通知されている。

【施設の安全確保に関する確認事項】（イメージ）

施設名	施設の安全確保に関する確認事項
〇〇	(チェック例) ・警備員の人数を増加させる等、警備強化を行ったか？ ・監視カメラが適切に作動しているか確認したか？ など ※ 各省庁が定める「安全確保の留意点」に従って項目を記載。

※ 記載事項については、公開することにより支障が生じないよう配慮するものとする。

2 施設管理者に対する措置の要請（法第102条第1項及び第4項）

知事〈施設の関係対策班〉は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、県警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。

この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、

連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

※ 緊急の場合においては、生活関連等施設の所管省庁が当該要請を行うことがあるが、その場合には、知事に通知される。

3 県が管理する施設の安全の確保 (法第102条第3項及び第4項)

知事〈施設の関係対策班〉は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

4 立入制限区域の指定の要請 (法第102条第5項)

知事〈総括対策班、施設の関係対策班〉は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性があると判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

なお、県公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知する。

※ 立入制限区域について

① 範囲

県公安委員会又は海上保安部長等が指定（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域）

② 公示等

県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

海上保安部長等も同様に立入制限区域を指定することができ、その場合、現場においては海上保安官が警察官と同様の措置を取ることとされている。

③ 効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令

5 国の対策本部との緊密な連携 (法第97条第4項)

知事〈総括対策班〉は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事〈総括対策班〉は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

6 国の方針に基づく措置の実施 (法第102条第8項)

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事〈総括対策班〉は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

第3 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

1 危険物質等に関する措置命令 (法第103条第3項)

知事〈総括対策班、関係対策班〉は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の(1)から(3)の措置を講ずべきことを命ずる。

- (1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- (2) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- (3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

⇒ 既存の法令に基づく措置と(1)から(3)の知事が命ずることができる措置との対応関係は別表のとおり。

2 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 (法第103条第2項及び第4項)

知事〈総括対策班、関係対策班〉は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、1の(1)から(3)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

【別表】 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

※ 下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

- 1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
 2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
 3号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（2以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び1の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合） 毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。	火薬類取締法第45条		

	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。	高圧ガス保安法 第39条		
医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

第4 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

(法第104条)

県〈総括対策班〉は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

このため、県では、「佐賀県石油コンビナート等防災計画」に基づき対処する。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第5 NBC攻撃による災害への対処等

県〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班〉は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

1 応急措置の実施 (法第99条、法第112条、法第114条)

知事〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班〉は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施 (法第107条)

知事〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班〉は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携 (法第97条第4項)

知事〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班〉は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班〉は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健福祉事務所、衛生薬業センター、環境センターや医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するよう努める。

4 汚染原因に応じた対応 (法第108条)

県〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班、産業労働対策班、農林水産対策班〉は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された食料品等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないように、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

(1) 核攻撃等の場合

県〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班、産業労働対策班、農林水産対策班〉は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

避難又は一時移転（防災基本計画（原子力災害対策編）の一時移転をいう。）の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

(2) 生物剤による攻撃の場合

県〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班、産業労働対策班、農林水産対策班〉は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健福祉事務所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、衛生薬業センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

(3) 化学剤による攻撃の場合

県〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班、産業労働対策班、農林水産対策班〉は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

5 知事及び県警察本部長の権限（法第108条）

内閣総理大臣の要請を受けた知事〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班、産業労働対策班、農林水産対策班〉及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3 号	死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄
5 号	建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
6 号	場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

内閣総理大臣の要請を受けた知事〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班、産業労働対策班、農林水産対策班〉及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

第6 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示（法第112条第5項）

(1) 退避の指示（法第112条第1項及び第5項）

市町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めたときは退避の指示を行うことができることとされているが、知事〈総括対策班〉は、緊急の必要があると認めるときは、市町長に代わって退避の指示を行う。

【退避の指示（一例）】

- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示】

知事〈総括対策班〉は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置（法第112条第5項及び第6項）

- ア 知事〈総括対策班〉は、退避の指示の住民への伝達を、市町の協力を得て、防災行政無線、広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。
- イ 県〈総括対策班〉は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町長、その他関係機関に速やかに通知する。

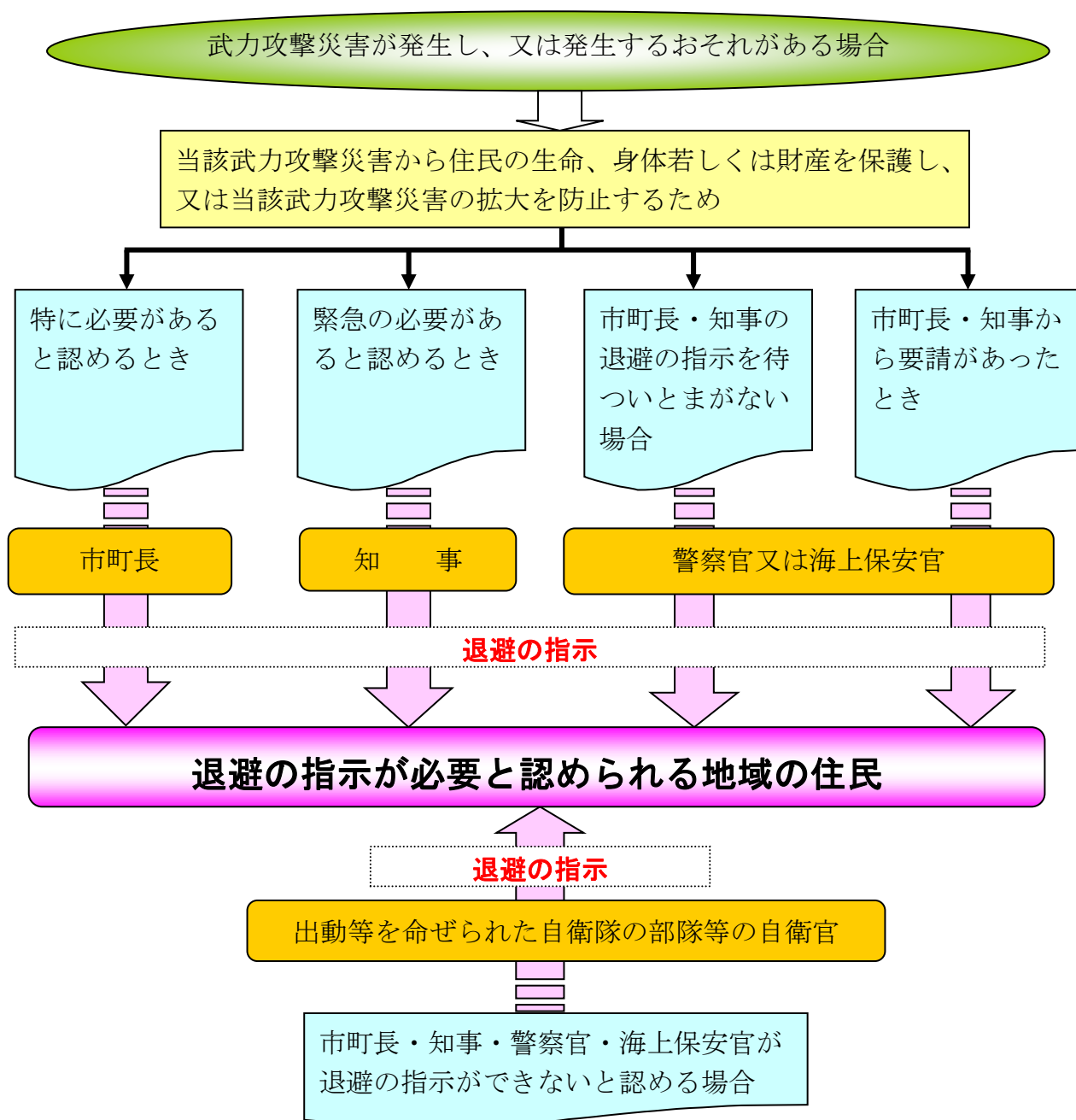
ウ 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。

エ 知事〈総括対策班〉は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(3) 警察官等による退避の指示（法第112条第7項）

警察官又は海上保安官は、市町長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができることとされている。

【図 3-1 1 退避の指示を行う場合の流れ】



2 警戒区域の設定 (法第114条)

(1) 警戒区域の設定 (法第114条第1項及び第2項)

市町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めたときは警戒区域の設定を行うことができるとされているが、知事〈総括対策班〉は、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事〈総括対策班〉は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ア 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- イ 警戒区域を設定した、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をしたときは、市町の協力を得て、防災行政無線、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。
- ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

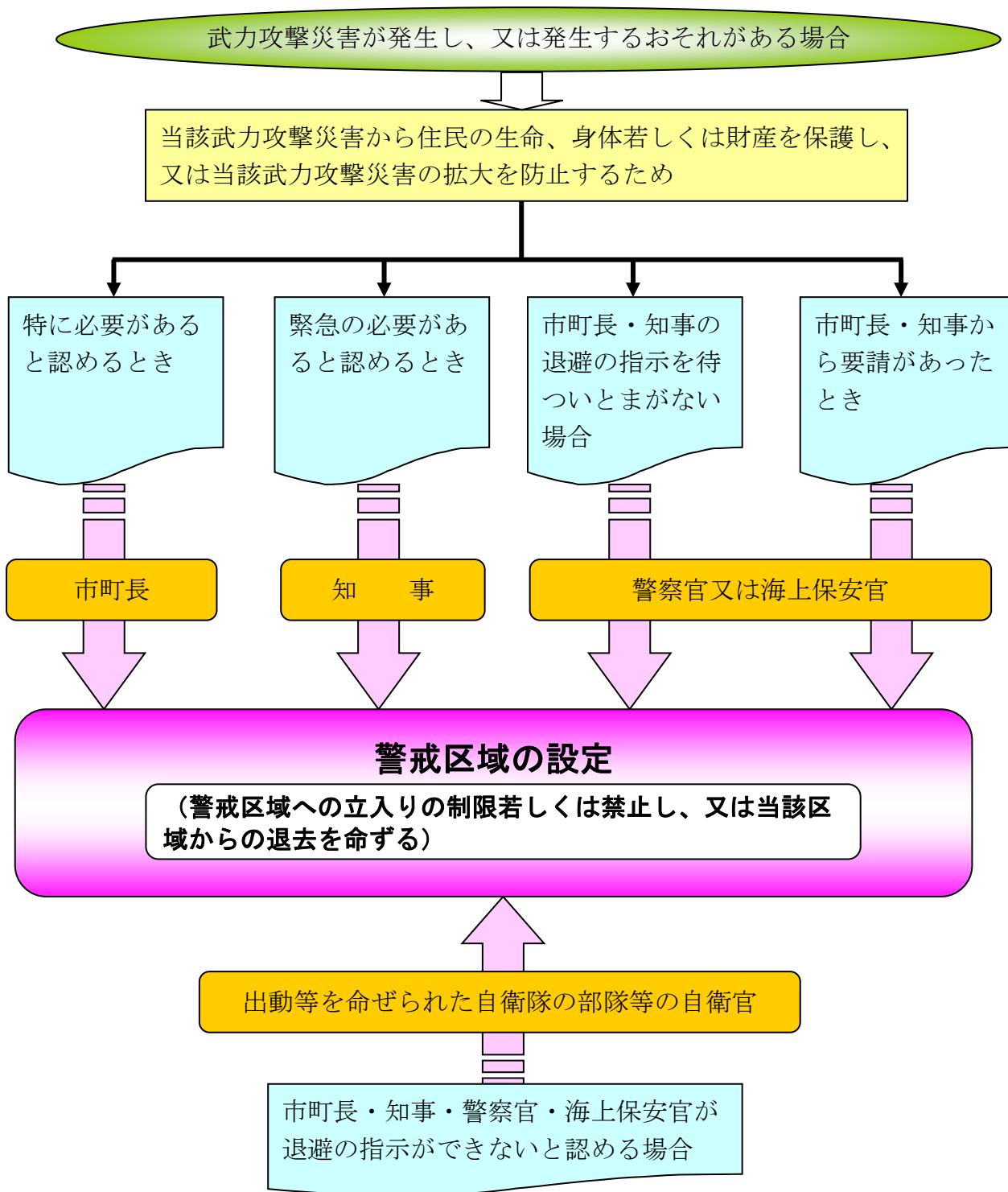
(3) 警戒区域設定に伴う措置 (法第114条第2項)

- ア 知事〈総括対策班〉は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町長に通知する。
- イ 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- ウ 知事〈総括対策班〉は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官による警戒区域の設定等 (法第114条第3項)

- ア 警察官は、市町長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。
- イ 知事〈総括対策班〉は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

【図 3-1 2 警戒区域の設定を行う場合】



3 事前措置等 (法第111条)

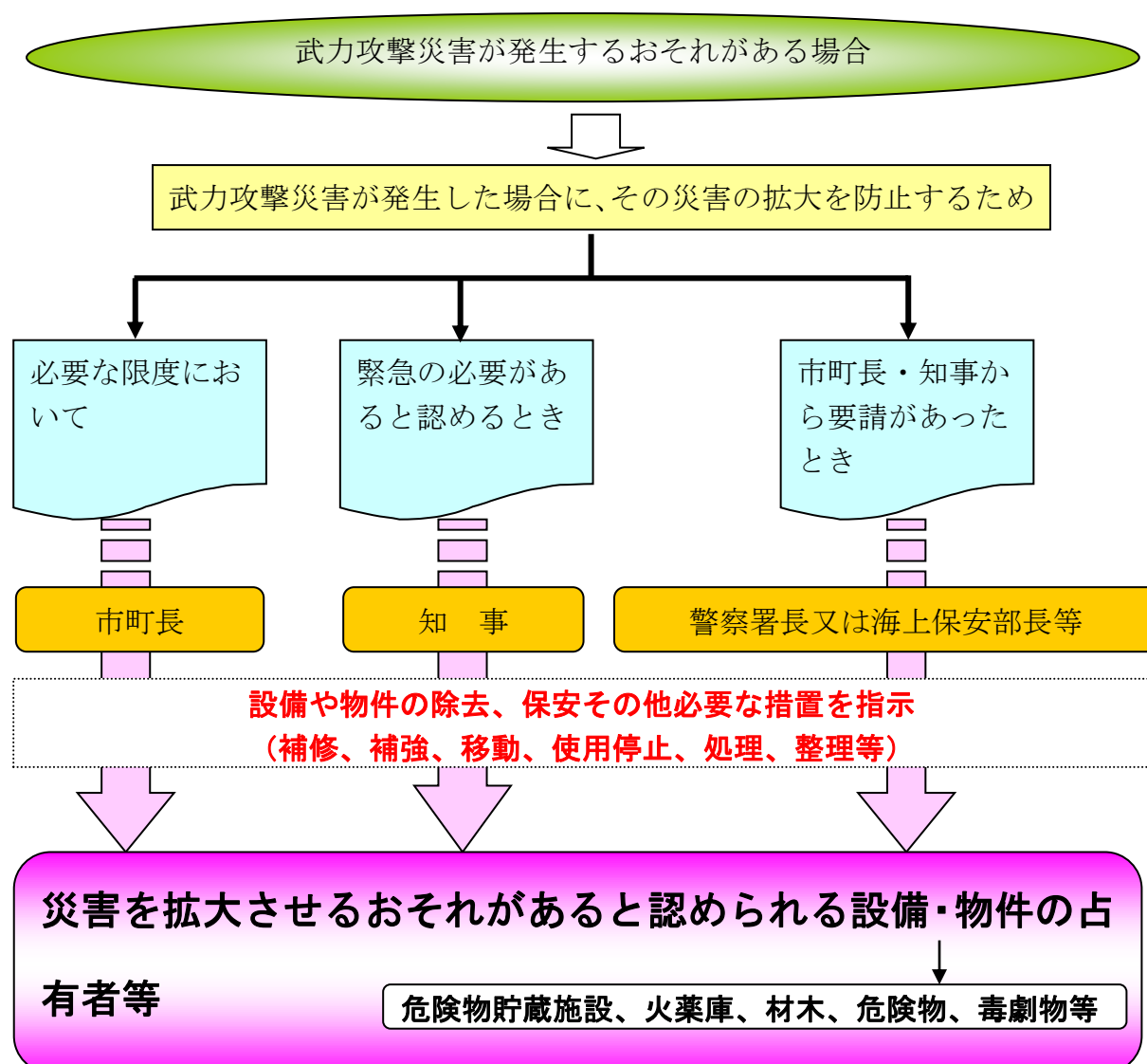
(1) 事前措置等 (法第111条第2項)

市町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、保安その他の措置を所有者等に指示することができる。知事〈総括対策班〉は、緊急の必要があると認めるときは、当該災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずることを指示する。

(2) 警察署長等による事前措置 (法第111条第3項)

警察署長又は海上保安部長等は、市町長又は知事〈総括対策班〉から要請があったときは、事前措置を指示することができることとされている。

【図3-13 事前措置等を行う場合】



4 応急公用負担等 (法第113条第1項～第3項)

知事〈総括対策班、県土整備対策班〉及び市町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（なお、工作物等を除去したときは、保管しなければならない。）
⇒手続き等については、「第4編 第3章」を参照

5 消防に関する措置等

(1) 消防に関する措置等

ア 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県〈総括対策班〉は、消防機関と緊密な連携を図る。

イ 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。

大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示

ア 市町長に対する指示（法第117条、法第120条）

知事〈総括対策班〉は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事〈総括対策班〉は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

【具体的な例】

1 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町の区域にまたがり、被災市町の消防力では対処することができないために他の市町と一体となり、又は他の市町の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

2 緊急の必要がある場合

被災市町において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

知事〈総括対策班〉は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町との連絡及び市町相

互間の連絡調整を図るほか、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

【具体的な例】

- 1 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町長等に対して指示する場合
- 2 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町長等に対して指示する場合

イ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事〈総括対策班〉は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うこととする。

【具体的な例】

応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

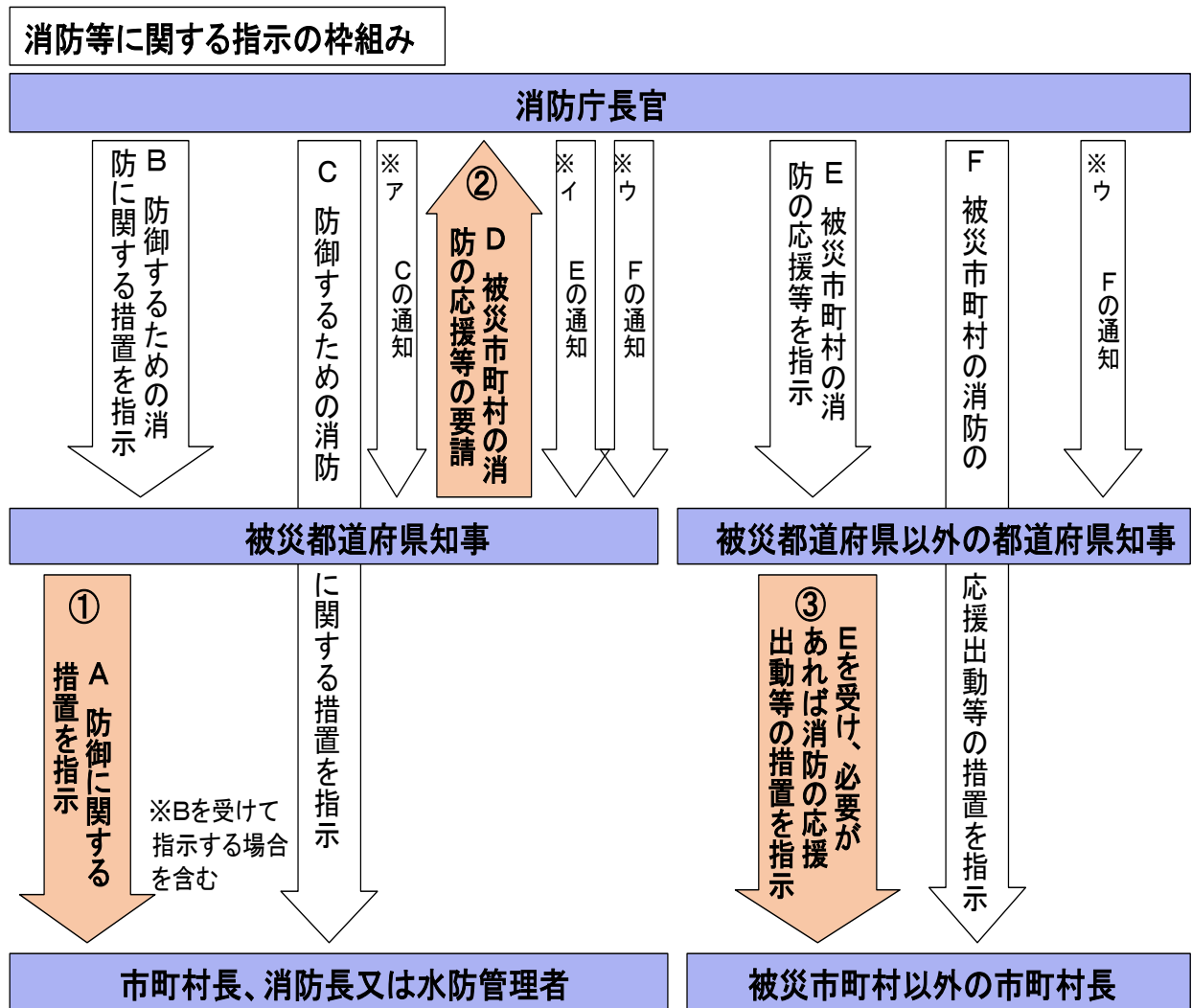
ウ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応（法第119条第3項）

知事〈総括対策班〉は、自らの県が被災していない場合において、イの要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知としては以下のものがある。

- (7) 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町村長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知
- (4) 消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町村のため、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知
- (5) 消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町村のため、他の市町村長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対する通知

【図 3-1 4 消防等に関する指示の枠組み】



注) 図中の①、②、③は、それぞれ前々ページ、前頁の(2)ア、(2)イ、(2)ウに対応しており、※ア、※イ、※ウは、それぞれ前頁の(ア)、(イ)、(ウ)に対応している。

第8章 武力攻撃原子力災害への対処

本県には、玄海原子力発電所が立地しており、住民の生命、身体及び財産を保護する上で重大な事態である「武力攻撃原子力災害」への特別な配慮が必要である。

国の基本指針において、原子力発電所については、第7章で記述した「生活関連施設」としての安全確保措置を講ずるほか、武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずることを原則とするとされているところである。

このため、本県においても「佐賀県地域防災計画（第4編 原子力災害対策編）」の定めと同様の措置を講ずることを原則とした対処及び武力攻撃原子力災害の特殊性に鑑みた留意点について、次のとおり定めるとともに、状況に応じて対処を行う。

第1 基本的事項

1 地域防災計画（原子力災害対策編）に準じた措置の実施

県〈各対策班〉は、法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、「佐賀県地域防災計画（第4編 原子力災害対策編）」（以下、本章において「県防災計画」という。）に定められた措置に準じ、同様の措置を講ずる。

2 国の対策本部等との緊密な連携（法第3条、法第105条第10項）

法では、武力攻撃原子力災害への対処についても、国の対策本部において総合的に推進することとされており、知事〈各対策班〉は、国の対策本部長の指示に基づき、住民の避難、放射線量の測定その他情報の収集等の応急対策を実施することとされている。

このため、県〈各対策班〉は、国の対策本部と緊密に連携し、正確な情報の収集・伝達を行い、対策本部等の応急対策の実施体制の迅速な確立を図る。

また、市町をはじめ、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等関係機関とともに、武力攻撃原子力災害による被害を最小にとどめるため、応急対策の実施に万全を期すものとする。

第2 武力攻撃原子力災害に対する平素からの備え

1 関係機関との連携

県〈総括対策班〉は、平素から原子力発電所に対するゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイルによる攻撃、テロによる攻撃等を想定し、国、市町、原子力事業者、そ

の他防災機関と武力攻撃事態等に備えた相互の連携体制の整備に努める。

2 環境放射線モニタリング体制の強化

県〈**県民環境対策班**〉は、県防災計画の定めにより平常時の環境放射線モニタリング体制を整備するとともに、原子力発電所への武力攻撃事態等も想定して、平常時から緊急時モニタリング要員の確保、観測機器等操作の習熟、マニュアル等資料の整備及び緊急時情報共有システム・通信機器等の整備など緊急時モニタリング体制の整備に努める。

特に、原子力発電所周辺に設置してあるモニタリングポスト等観測機器は、武力攻撃等の発生により破損することもあることから、移動可能な環境放射線モニタリング装置の点検・整備等の措置を講じる。

3 被ばく医療体制の確認及び連携の強化

県〈**健康福祉対策班**〉は、県防災計画の定めにより別に定めた「佐賀県緊急被ばく医療マニュアル」に基づく体制について、訓練などを通じその体制の連携確認に努める。

特に、武力攻撃原子力災害の発生時には、短時間に多くの被ばく者が発生するおそれもあることから、国又は近隣県の医療機関に対し、被ばく者の受け入れを要請することも想定し、平素からそれら関係機関との連携に努めるものとする。

4 安定ヨウ素剤等の備蓄等

県〈**健康福祉対策班**〉は、武力攻撃原子力災害の発生による、放射性ヨウ素の放出に備え、予防的に服用すれば、体内への放射性ヨウ素の蓄積を防ぐことができる安定ヨウ素剤について、県防災計画に基づく備蓄と相互に兼ねて備蓄するものとする。

また、県〈**健康福祉対策班**〉は、被ばくを受けた住民が発生することに備えて、医療機関等関係機関と連携し、放射性物質除去に用いる除去剤等救援に必要な物資を速やかに確保できる体制等の整備に努めるものとする。

5 武力攻撃原子力災害に備えた訓練の実施

県〈**総括対策班**〉は、第2編第1章第5に定める訓練の実施に当たっては、武力攻撃原子力災害への対処の重要性に鑑み、具体的な事態の想定として、原子力発電所及び周辺地域での武力攻撃事態等を想定した訓練を原子力防災訓練等と連携して、実施するものとする。

第3 安全確保のための要請等

1 安全確保のための要請（法第102条第1項及び第4項）

知事〈**総括対策班、県民環境対策班**〉は、原子力発電所が危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、原子力発電所の管理者に対して、次の安全確

保のための措置を講ずるよう要請する。

この場合において、知事又は原子力発電所の管理者は、県警察、唐津海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、必要な支援を求める。

- (1) 施設の巡回の実施
- (2) 警備員の増員
- (3) 県警察との連絡体制の強化等による警備の強化
- (4) 防災体制の充実
- (5) その他施設の安全確保のために必要な措置

2 立入制限区域の指定の要請 (法第102条第5項)

知事〈総括対策班、県民環境対策班〉は、安全確保のため必要があるときは、速やかに、県公安委員会又は唐津海上保安部長に対して、原子力発電所の敷地及び周辺の区域を立入制限区域に指定するよう要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、原子力発電所の敷地及び周辺の区域を立ち入り制限区域として指定する。

3 原子炉の運転停止等の要請 (法第97条第4項、法第106条、法第21条第3項)

知事〈総括対策班、県民環境対策班〉は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、原子力規制委員会に対して、原子炉の運転停止等必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

また、知事は、突発的に武力攻撃が発生した場合等特に緊急を要すると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者自らの判断により、原子炉の運転停止等適切な措置を講ずるよう要請する。

(参考)原子炉の運転停止について

- 武力攻撃事態等において、警報の発令の対象となった地域内に原子力発電所を設置する原子力事業者（地域を定めずに、警報が発令されたときは、全ての原子力事業者）は、直ちに、代替電力の確保等原子炉の運転停止に向けた必要な措置を講ずることとされている。
- 原子力規制委員会は、武力攻撃事態においては、警報の発令の対象となった地域内に原子力発電所（地域を定めずに警報が発令されたときは、必要と認める原子力発電所）を設置する原子力事業者に対し、直ちに原子炉の運転停止を命ずることとされている。
- また、原子力事業者は、突発的に武力攻撃が発生した場合等特に緊急を要するときは、警報の発令、国の運転停止命令等を待たずに、自らの判断により直ちに原子炉の運転を停止することとされている。

4 武力攻撃等の兆候の通報

原子力事業者は、原子力発電所及びその周辺において、武力攻撃及び武力攻撃災害の兆候を発見したとの報告を従業員等から受けた場合は、直ちに知事〈総括対策班、県民環境対策班〉、玄海町長、関係消防長、関係警察署長及び唐津海上保安部長に通

報するよう努めるものとする。

第4 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等

1 原子力防災管理者による放射性物質の放出又は放出するおそれがある場合の通報

(法第105条第1項及び第6項)

知事〈総括対策班、県民環境対策班〉は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長から通知を受けたとき（下記参考参照）は、直ちに周辺市町長及び指定地方公共機関に連絡する。

また、併せて、専門家の招集体制の整備及び現地への迅速な派遣に必要な移送手段等の事前の調整等について、県防災計画で定める例により関係機関等に連絡するものとする。

（参考）原子力災害対策特別措置法（原災法）第10条では、一定基準以上の放射線量が検出されたことその他の事象（特定事象）の発生を要件として、原子力防災管理者の通報義務を定めているが、有事においては、初動の迅速性の確保が特に必要であるため、国民保護法では、武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が放出される場合に加え、放出する「おそれ」がある場合についても、原子力防災管理者に通報義務を課している。

この場合、原子力防災管理者は次の定める機関にそれぞれ通報することとされている。

(1) 原子力発電所からの放出又は放出するおそれがある場合

ア 原子力規制委員会 **イ 知事** ウ 所在市町村長 エ 関係隣接県知事

(2) 県内において事業所外運搬に使用する容器からの放出又は放出するおそれがある場合

ア 原子力規制委員会及び国土交通大臣 **イ 知事** ウ 当該事実が発生した場所を管轄する市町村長

また、指定行政機関の長（原子力規制委員会）が放射性物質又は放射線が放出又は放出されるおそれがあると認めた場合（原子力事業者及び知事等より先に把握した場合）は、指定行政機関の長は、次に定める機関に通知することとされている。

ア 知事 イ 所在市町村長 ウ 関係隣接県知事 エ 原子力事業者

※ なお、指定行政機関の長は、原子力防災管理者又は知事から通報を受けた場合、若しくは自ら把握した場合は、直ちに国の対策本部長に報告するとともに、関係指定公共機関に通知することとされている。

2 知事による放射性物質の放出又は放出するおそれがある場合の通報 （法第105条第3項）

知事〈総括対策班、県民環境対策班〉は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に通報するとともに、その受信確認を行う。

また、併せて、上記 1 により関係機関等に連絡する。

第5 国の対策本部長による応急対策の実施に係る公示及び通知等

1 国の対策本部長による公示 （法第105条第7項）

国の対策本部長は、武力攻撃に伴って放射性物質又は放射線が原子力発電所外へ放出されることにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、次の事項を公示しなければならないこととされている。

- (1) 武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策を実施すべき区域（応急対策実施区域）
- (2) 武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- (3) (1)、(2)の他、応急対策実施区域内の住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

（参考）

国の対策本部長による応急対策の実施に係る公示は、原子力災害対策特別措置法15条第2項に規定する「原子力緊急事態宣言」に相当するものである。

2 知事による公示の通知 （法第105条第8項）

国の対策本部長が公示した場合、知事〈総括対策班〉へは警報の通知と同様に、総務大臣（消防庁）を通じて通知されることとされており、通知を受けた知事は、本編第4章第1の2(1)の警報の通知に準じて、次の関係機関に当該公示の内容を通知する。

- (1) 市町長〈総括対策班〉
- (2) 放送事業者その他の指定地方公共機関〈総括対策班、広報対策班〉
- (3) 県の執行機関（本庁の知事部局）〈総括対策班〉
- (4) 県の他の執行機関（県警察、県教育委員会等）〈総括対策班〉
- (5) 県の関係現地機関〈各対策班〉
- (6) 消防本部〈総括対策班〉
- (7) その他の関係機関〈関係対策班〉

第6 活動体制の整備等

1 現地対策本部の設置等

内閣総理大臣は、本章第4「放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報」（以下、この章において「通報」という。）がなされた場合には、武力攻撃原子力災害への初動の迅速性の確保等の観点から、安全の確保に留意しつつ、直ちに国の現地対策本部をオフサイトセンターに設置することとされているが、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置するものとする。

また、国の現地対策本部は、オフサイトセンター等において、県や関係市町とともに、「**武力攻撃原子力災害合同対策協議会**」を組織することとされている。

このため、県〈**総括対策班、各対策班**〉では、通報を受けたときは、直ちにオフサイトセンターに県の現地対策本部を設置し、県防災計画で定める災害対策本部を設置する場合の体制により活動体制を整備する。

2 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- (1) 県〈**総括対策班**〉は、国の現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- (2) 県〈**各対策班**〉は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

第7 応急対策の実施等

1 応急対策の内容（法第105条第8項～第11項及び第13項）

国の対策本部長が、本章第5「応急対策の実施に係る公示」（以下、この章において「公示」という。）（前ページ参照）をしたときは、内閣総理大臣は、関係大臣を指揮して、応急対策を実施させなければならないこととされている。

また、知事〈**各対策班**〉は、国の対策本部長の指示に基づき、住民の避難その他の所要の応急対策を実施するとともに、必要に応じ、市町長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

【応急対策の内容】

- (1) 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項
- (2) 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
- (7) 食料、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- (8) その他武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止を図るための措置に関する事項

2 応急対策の実施に当たって特に重要となる措置等

応急対策の実施に当たっては、県防災計画に定めるところにより行うものとする。
なお、武力攻撃原子力災害への対処に当たり、特に重要と考える措置について、以下のとおり記載する。

(1) 緊急時環境放射線モニタリングの実施等

ア 県〈**県民環境対策班**〉は、本章第3の4に定める武力攻撃災害の兆候の通報を受けたときは、平常時モニタリングを強化し、その結果を取りまとめ、防災関係機関に連絡するとともに、「佐賀県緊急時環境放射線モニタリング計画」に基づき、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。

イ 県〈**県民環境対策班**〉は、モニタリングポスト等による異常水準の放射線を覚知したとき又は本章第4に定める通報・通知を受けたときは、「佐賀県緊急時環境放射線モニタリング計画」に基づき、直ちに緊急時モニタリングを実施する。
また、モニタリング結果を取りまとめ、国の対策本部、原子力規制委員会（更に国の現地対策本部が設置された場合は国の現地対策本部）に連絡する。

ウ 県〈**県民環境対策班**〉は、原子力事業者から定期的に連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報の整理を行う。

エ 県〈**県民環境対策班**〉は、公示の発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、防災関係機関に連絡する。

(2) 住民の避難等の措置

ア 知事〈**総括対策班**〉は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。ただし、武力

攻撃の状況にかんがみ必要があると認めるときは、屋内避難を指示するものとする。

また、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。

緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置を指示するものとする。なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意するものとする。

イ 知事〈総括対策班〉は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待つかとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

ウ 国の基本指針では、「住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があることから自家用車の使用は困難な場合が多いと考えられる。

しかしながら、半島、中山間地域等の公共交通機関が限られている地域、原子力事業所に近接している地域等における住民の避難について、知事は避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情等を勘案し、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等の交通手段を示すことができるものとする。」とされているところである。

このため、関係周辺市町長は、本編第4章第6に定める、平時における避難実施要領のパターンの作成に当たっては、県警察の意見を聞きながら、知事〈総括対策班〉が避難の指示を行う際に、自家用車等の交通手段を示す場合を想定したパターンも作成するものとし、武力攻撃原子力災害発生時の自家用車等を用いる内容の避難実施要領を迅速に策定できるよう努めるものとする。

この場合において、自家用車等を保有していない者及び高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者への的確な対応が図られるよう特に留意するものとする。

エ 知事〈総括対策班〉は、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあり、その影響が離島に及ぶ又は及ぶおそれがある場合は離島住民に対し、避難を指示する。

この場合において、避難実施にあたっては、船艇及び航空機による住民の誘導、輸送等のため、海上保安部、自衛隊、県警察に必要な要請を行うほか、佐賀県水難救済会、漁業協同組合等に協力を求めるなどして迅速に行うものとする。

(3) 安定ヨウ素剤の配布

県〈健康福祉対策班〉は、安定ヨウ素剤の予防服用実施等については、県防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

(4) 食料品等による被ばくの防止

国及び県〈**健康福祉対策班、農林水産対策班**〉は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、県防災計画(原子力災害対策編)の定め例により行うものとする。

(5) 要員の安全の確保

県〈**各対策班**〉は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告（法第126条、法第127条）

(1) 県〈各対策班〉は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集し、「佐賀県危機管理センター」において集約する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

(2) 県〈総括対策班〉は、被災情報の収集に当たっては、市町に対し、一斉指令の災害報告機能によるもの及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

(3) 県〈総括対策班〉は、自ら収集し、又は市町及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。

(4) 県〈総括対策班〉は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町に報告を求めることとし、収集した情報について次頁に定める様式に従い、電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

(5) 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び九州管区警察局に速やかに連絡する。

2 市町及び指定地方公共機関による被災情報の収集及び報告等（法第127条第1項）

市町は、被災情報の収集に努め、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県〈総括対策班〉に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関

が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県〈総括対策班〉に速やかに報告するものとする。

3 現地への職員派遣その他による情報の収集

県〈各対策班〉は、市町及び指定地方公共機関等からの情報収集が困難と認める場合は、職員を市町国民保護対策本部等に派遣し、情報収集に努めるものとする。

また、職員は、参集途上中に、武力攻撃等災害を発見した場合は、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話等を活用するなどして、周囲の被災状況の把握に努め、映像を添えて報告するものとする。

【被災情報の報告様式（前掲）】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
〇 〇 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
	(人)	(人)	重傷 (人)	軽傷 (人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

第10章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保（法第11条）

県〈健康福祉対策班〉は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を県防災計画に準じて実施する。

(1) 健康相談対策

県〈健康福祉対策班、被災者支対策班〉は、避難先地域に対して、医師、保健師、栄養士等からなる巡回健康相談班等を派遣し、健康相談、保健指導、栄養指導、心のケア等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

県〈健康福祉対策班〉は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

県〈健康福祉対策班〉は、避難先地域における食中毒等を防止するため、食品衛生監視員を派遣するなどして飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（法第124条）

ア 県〈県民環境対策班〉は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町に対し情報提供を行う。

イ 県〈県民環境対策班〉は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は

処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示する。

- ウ 平素から、県〈**県民環境対策班**〉は、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

(2) 廃棄物処理対策

県〈**県民環境対策班**〉は、県防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年旧厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

ア 県〈**県民環境対策班**〉は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町からの要求に基づき、各市町及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。

イ 県〈**県民環境対策班**〉は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

3 文化財の保護（法第125条）

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

ア 〈**文教対策班**〉は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

イ また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、〈**文教対策班**〉に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

ア 〈**文教対策班**〉は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

イ この場合において、〈**文教対策班**〉は、当該文教対策班の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第 1 1 章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 (法第129条)

- (1) 県〈**県民環境対策班**〉は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

ア 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施

イ 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

- (2) 県〈**県民環境対策班**〉は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

ア 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県〈**県民環境対策班**〉は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

(7) 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

(4) 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

(5) 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

(エ) 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

(オ) 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

イ 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県〈**県民環境対策班**〉は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- (7) 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
- (4) 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- (5) (7)及び(4)の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

ウ 物価統制令に係る措置

県〈**県民環境対策班**〉は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、(7)及び(4)の措置を講ずる。

- (7) 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
- (4) 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

【価格安定のための措置に関する法令】

- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）
- ② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）
- ③ 物価統制令（昭和21年勅令第118号）

エ 佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例等に係る措置

県〈**県民環境対策班**〉は、上記の法律に基づく対応のほか、「佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例」等に基づく措置を実施するものとする。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県〈**文教対策班**〉は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

県〈**組織支援対策班**〉は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県〈**産業労働対策班**〉は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県〈**総括対策班、被災者支援等対策班、産業労働対策班**〉は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 県による生活基盤等の確保（法第134条第2項、法第139条）

ア 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県〈**産業労働対策班**〉は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

イ 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である県〈**県土整備対策班、地域交流対策班**〉は、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理する。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保（法第134条第1項）

ア 電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。

- イ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。
- ウ 輸送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の輸送を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- エ 電気通信事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置を講ずることとする。
- オ 一般信書便事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、信書便を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- カ 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。
- キ 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理することとする。

第12章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について、次のとおり定める。（法第155条）

1 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配意して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事〈各対策班〉又は県公安委員会が確認を行う。

4 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

(2) 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車

両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

6 関係機関との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第13章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

（法第157条、法第158条）

(1) 赤十字標章等（法第157条）

ア 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

イ 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等



（白地に赤十字）

表面

（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白）	
身分証明書 IDENTITY CARD	
自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 for PERMANENT civilian medical personnel	
臨時の for TEMPORARY	
氏名/Name _____	
生年月日/Date of birth _____	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____	
交付等の年月日/Date of issue _____	証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____	
有効期間の満了日/Date of expiry _____	

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp _____		所持者の署名/Signature of holder _____

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

(2) 特殊標章等（法第158条）

ア 特殊標章

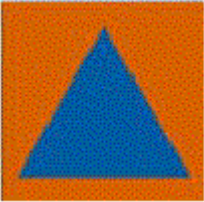
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

表面	裏面															
	<table border="1"><tr><td>身長/Height</td><td>目の色/Eyes</td><td>髪の色/Hair</td></tr><tr><td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</td></tr><tr><td colspan="3">血型/Blood type</td></tr><tr><td colspan="3">所持者の写真/PHOTO OF HOLDER</td></tr><tr><td>印/Stamp</td><td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td></tr></table>	身長/Height	目の色/Eyes	髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:			血型/Blood type			所持者の写真/PHOTO OF HOLDER			印/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height	目の色/Eyes	髪の色/Hair														
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:																
血型/Blood type																
所持者の写真/PHOTO OF HOLDER																
印/Stamp	所持者の署名/Signature of holder															
（オレンジ色地に 青の正三角形）	（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））															

2 赤十字標章等の交付及び管理（法第157条）

(1) 知事〈健康福祉対策班〉は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者（ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）

(2) 知事〈健康福祉対策班〉は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

ア 医療機関である指定地方公共機関

イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

3 特殊標章等の交付及び管理（法第158条）

(1) 知事〈総括対策班〉又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 知事〈総括対策班〉

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 県警察本部長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 知事〈総括対策班〉は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

※ 国の定める赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する基準・手続等については、平成17年8月2日付け閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインについて」で定められている。

⇒ 「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインについて」は資料編参照

4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県〈総括対策班、健康福祉対策班〉は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。